

長期継続契約対象業務

令和5年度

委託第9号

通学バス運転業務委託

仕様書

おいらせ町内小中学校（8校）外 地内

おいらせ町

通学バス運転業務委託 仕様書

この仕様書は、通学バス運転業務の概要を示すものであるが、運転業務上当然必要と認められる事項については、本仕様書に記載されていない事項であっても、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 運転業務委託車両

(車両一般名)	(車両登録番号)	(保管場所)
(1) 通学バス1号車(日野)	八戸200は344	木ノ下小学校
(2) 通学バス2号車(日野)	八戸200は29	本庁舎第2車庫

※臨時的に代替車両になる場合もあります

2. 運転業務、運行経路

(1) 木ノ下小学校通学(4月~11月) 8ヶ月間

ア. 登校コース

(通学バス1号車) 苜米地 → 豊栄 → 学校(木ノ下小学校)

イ. 下校コース

(通学バス1号車) 学校(木ノ下小学校) → 豊栄 → 苜米地

(2) 木ノ下小学校、木ノ下中学校、下田中学校、百石中学校通学(12月~3月) 4ヶ月間

ア. 登校コース

(通学バス1号車) 苜米地 → 豊栄 → 向山 → 学校(木ノ下小学校、木ノ下中学校)

(通学バス2号車) 秋堂 → 中野平 → 学校(下田中学校)

イ. 下校コース

(通学バス1号車) 学校(木ノ下小学校、木ノ下中学校) → 向山 → 豊栄 → 苜米地

(通学バス2号車) 学校(下田中学校) → 秋堂 → 中野平 → 学校(百石中学校)

→ 二川目地区

※下田中学校、百石中学校の終業時間によっては、出発校が逆になる場合もある

(3) 下田小学校、木内々小学校、百石小学校、委託者洋小学校児童のプール送迎(夏休み 期間中の平日限定) 18日間

ア. 行き (午前1便、午後1便) ※乗車人数によっては2便

(通学バス1号車) 下田小学校玄関前 → 木内々小学校玄関前 → 町民プール

委託者洋小学校玄関前 → 百石小学校玄関前 → 町民プール

イ. 帰り (午前1便、午後1便) ※乗車人数によっては2便

(通学バス1号車) 町民プール → 下田小学校玄関前 → 木内々小学校玄関前

町民プール → 百石小学校玄関前 → 委託者洋小学区校玄関前

※お盆期間中は運休とする

- (4) 中体連郡大会（夏季大会、新人大会）の選手等送迎 8日間13台
学校から大会会場まで（学校の指定する場所）

※土日祝日は、（通学バス1号車）と（通学バス2号車）の2台、平日は（通学バス2号）の1台とする

3. 運転派遣員

運転業務の従事のため派遣される者は、心身ともに健康で、人員は1名とする。ただし、冬期間（12/1～3/31）及び中体連期間（土日祝日）は2名とする。また、大型免許の所持者であること。

4. 運転業務従事者の服務等

- (1) 受託者は契約の履行を期するため、業務の遂行に適した人材を配置し、業務に支障をきたすことのないようにしなければならない。
- (2) 受託者は業務従事者名簿（氏名、年齢、住所を記載したもの）に資格を証する書類の写しを添付し、委託者に提出するものとする。
- (3) 受託者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守すること。特に関係法令に定められた諸手続き（許可・届出等）を遅滞なく行うものとする。
- (4) 勤務中は、礼儀正しく品行を慎み、応接にあたっては懇切丁寧を旨とし、仮にも粗暴にわたる言動があってはならない。
- (5) 勤務開始にあたっては、アルコールチェックを行うこと。
アルコールチェッカーは委託者が準備したものとする。
- (6) 勤務中は、飲酒をしてはならない。また、酒気を帯びて勤務してはならない。
- (7) 児童生徒等の乗車及び降車時の安全確認（特に置き去り防止のための業務終了時の最終確認等）を行うこと。
- (8) 委託者が指定する運転日誌を運行ごとに記入すること。
- (9) 運転業務委託車両に異常を認めた場合は、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- (10) 業務中に事故が発生した場合は、速やかに委託者に連絡をし、担当者の指示に従うこと。また、事故の詳細を記した事故報告書を提出すること。

5. 運転業務の内容

- (1) 委託者が指示する通学バスの運転
- (2) 委託者が指示する通学バスの清掃及び軽微な整備・点検・修理
- (3) 委託者が指示する通学バスの消耗品・備品の管理

6. 緊急時の対応並びに事故等の報告及び処理

- (1) 自然災害等の緊急時には委託者、受託者協議の上対応を決めること。
- (2) 委託業務遂行時において、事故等が発生した場合は、直ちに関係機関（警察、消防等）に緊急連絡するとともに、委託者に連絡するものとし、受託者の責任において処理するものとする。

7. 委託期間及び勤務時間

(1) 委託期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間長期継続契約）

(2) 勤務時間

ア. 通学登校時

概ね7時00分から概ね8時00分の間で学校の指定する時間

イ. 通学下校時

（通学バス1号車）概ね13時00分から概ね18時00分までの間で学校の指定する時間

（通学バス2号車）概ね14時00分から概ね19時00分までの間で学校の指定する時間

※（通学バス2号車）（下田中学校・百石中学校区の12月～3月のみ）については、19時30分までとなる場合もある

ウ. 下田小学校、木内々小学校、百石小学校、委託者洋小学校の児童プール送迎時
概ね8時00分から概ね16時00分までの間で委託者の指定する時間

エ. 中体連選手等送迎時

学校の指定する時間

(3) その他

原則として月曜日から金曜日までとする。ただし、学校行事等の場合は休日の運業務もありうる。

8. 提出書類

(1) 業務従事者名簿

(2) 運転日報

(3) 業務完了届

(4) 事故報告書（事故が発生した場合）

9. 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

10. 長期継続契約

ア) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

(1) ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。

(2) ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。

1 1. その他

- (1) 疑義が生じた場合は、委託者受託者で協議のうえ決定すること。
- (2) 支払い請求方法は、各月の業務終了毎に請求及び支払いを行うものとする。
- (3) 安全運行のため、始業点検と暖機運転の実施を行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者受託者で協議のうえ決定すること。
- (5) 受託者は業務の実施にあたり、交通規則や関係法令等を順守すること。
- (6) 最低賃金の上昇分を見込んだ見積をすること。